

# 働き方改革

## 医師労働時間短縮計画作成ガイドラインの改正①

鹿児島県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理アドバイザー  
医療労務管理支援事業(厚生労働省委託事業) スーパーバイザー 新屋 尋崇

### 1. はじめに

今月号から複数回にわたって、医師労働時間短縮計画作成ガイドラインの改正(令和6年11月改正)について、簡単にご紹介いたします。ご参考にしていただければと思います。

医師労働時間短縮計画作成ガイドライン  
(令和6年11月改正版)

令和6年11月  
厚生労働省

(厚生労働省ホームページ 医師の働き方改革 より)

### 2. 作成対象医療機関について

特定労務管理対象機関、地域医療介護総合確保基金に基づく補助金の交付を受ける医療機関及び診療報酬における地域

医療体制確保加算を算定する医療機関又は特定労務管理対象機関の指定を受けようとする医療機関は、計画を作成しなければならないとされています。

また、その他の医療機関においても、医師の働き方改革、勤務環境改善を計画的に進める必要があることから、計画を作成することが望ましいとされています。

計画は、医療機関ごとの取組を記載するものですが、医師の自己申告等により把握した副業・兼業先の労働時間を通算した時間外・休日労働時間数を基に、作成対象の判断及び労働時間数の実績及び目標並びに労働時間短縮に向けた取組を記載することとなっています。

### 3. 計画の見直しについて(改正のポイント1点目)

計画の見直しのポイントといたしましては、年度の後半に実施し、計画の見直しの要否等の判断に活用する年度「暫定評価」と、次年度開始後に実施し、前年度の1年間の実施状況に関する評価を行い、必要に応じて計画の更なる修正に活用する年度「最終評価」の2つがあることです。

暫定評価は、概ね12月～2月ごろに実施し、計画の見直し、次年度の目標を作成します。まず、時間外・休日労働時間

及び取組状況の実績確認をします。このとき参考資料(詳しくは、次号で簡単にご紹介いたします)を作成します。そして、見直しの検討を行います。その際、医師を含む各職種が参加する合議体等で議論し、計画期間終了年度の目標を達成するために必要な以下の目標について検討します。

- ①時間外・休日労働時間に関する次年度の目標(次年度における「当年度目標」)
- ②各種取組に関する次年度の目標(次年度における「当年度目標」)

そして、当該議論を踏まえて、次年度の4月より計画が開始できるよう、3月末までに医療機関での機関決定の手続を経て、見直し後の計画を変更します。

最終評価は、概ね4～5月ごろに実施し、暫定評価による計画の変更が適切であったかの確認をします。

#### 4. 参考資料の作成について(改正のポイント2点目)

計画作成時、暫定評価時、最終評価時に、評価、見直しの参考となる資料を作成します。

- 別添1：水準別、診療科別の労働時間に関する資料
- 別添2-1：労働時間短縮に向けた取組(タスク・シフト/シェア)に関する資料
- 別添2-2：労働時間短縮に向けた取組(医師の業務の見直し、その他勤務環境改善)に関する資料

#### 5. 計画・参考資料の提出について(改正のポイント3点目)

特定労務管理対象機関は①～③を都道

府県に提出(G-MISによる)します。それ以外の医療機関は③をG-MISに登録します。

- ①暫定評価時の「参考資料」：作成後直ちに。提出期限は2月15日
- ②毎年の見直しによる変更後の「計画」：作成後直ちに。提出期限は4月15日
- ③最終評価時の「計画」・「参考資料」：作成後直ちに。提出期限は6月末日

#### 6. おわりに

今月号では、医師労働時間短縮計画作成ガイドラインの改正(令和6年11月改正)について、簡単にご紹介いたしました。ご参考にしていただければと思います。

なお、時短計画を見直す際には、必要に応じて、地域医療体制確保加算の施設基準等、及び医療機関勤務環境評価センターの評価項目のうち「初回審査では審査対象外のため対応不要」とされていた項目、とりわけ評価項目19「1年に1回、PDCAサイクルの中で自己評価を行い、労働時間の目標や取組内容について必要な見直しを行っている」等にもご留意いただければと思います。

医師の働き方改革や、医師労働時間短縮計画の見直し、医療勤務環境改善マネジメントシステム等に関するご相談や支援要請は、鹿児島県医療勤務環境改善支援センター(TEL：099-813-7731)までぜひご連絡ください。

#### 7. 引用・参考

- ▷厚生労働省ホームページ
- 医師の働き方改革

